

(第5条関係)

毎月 20 日締切

アフタースクール利用料金減免（減免取消）申請書

丹波市長 様

令和 年 月 日



申請者 住 所 丹波市
ふりがな
代表保護者氏名
電話番号 (父・母)

下記の理由により、アフタースクール利用料について減免していただきたく関係書類を添えて申請します。
なお、減免に該当することの確認が必要な場合は、関係機関に申請内容に関する照会をすることに同意します。

1. 申請年度・期間 令和 8 年度 月分 ～ 月分
※申請月の利用料より減免の対象となります。

2. 申請 児 童

学校名	小学校	施設名	アフタースクール	
ふりがな 児童名		児童番号 ※市記入欄	生年月日	学年
			H・R 年 月 日	年生
			H・R 年 月 日	年生
			H・R 年 月 日	年生
			H・R 年 月 日	年生

3. 申 請 理 由

☒	該 当 項 目 《※該当する添付資料を必ず提出してください。》
☐	生活保護を受けている保護者の世帯に属する児童 【添付資料】福祉事務所長が証明する証書又は通知書の写し
☐	生活保護を要する方に準じる保護者の世帯に属する児童 ☐ 【添付資料】同一世帯の所得証明書（現年度分） ☐ 【添付資料】就学援助を申請されている場合は添付資料不要
☐	児童扶養手当の受給者証を保有する保護者の世帯に属する児童 【添付資料】児童扶養手当証書の写し
☐	被災者及びその他特別な事情があると認められる保護者の世帯に属する児童 【添付資料】課税証明と事実を証明する書類または民生委員副申書等
☐	減免の取消しを申請します。（取消月： 月 取消理由： ） ※減免決定後に減免理由に該当しなくなった場合は、取消申請を速やかに提出してください。

(注意) 前年度に減免適用を受けていた場合でも、減免申請は毎年必要です。

※市記入欄

受付	入力	照会	決定
/	/	/	/

提出期限：毎月 20 日まで
(例：4月20日までの提出で、4月利用分からの減免適用となります。)
提 出 先：各アフタースクール
こども育成課（丹波市役所山南庁舎3階）